

福祉サービス利用支援事業

〈利用できる方〉

多摩市内で在宅生活をされ、福祉サービスの利用支援が必要な①軽度の認知症高齢者の方、②軽度の知的障がい又は精神障がいがある方、③判断能力はあるが、身体障がいや高齢などの理由により支援が必要な方で、ご本人の意思で契約を結ぶことができる方が対象です。

※ご本人が契約を結ぶことが難しい場合や、契約後判断能力が著しく低下し契約を継続することができない場合には、成年後見制度の利用支援をします。

〈サービス内容〉

①を基本に②・③のサービスを組み合わせて利用することができます。

【基本サービス】

(※②・③のみでの利用はできません)

①福祉サービスの利用支援サービス

- 福祉サービスに関する相談及び情報提供
- 福祉サービスの利用契約・解約の手続き支援
- 福祉サービス利用料の支払い支援 など

【オプションサービス】

②日常的金銭管理サービス

- 預貯金の預け入れ・払い戻し。口座の開設・解約などの手続き支援
- 家賃・公共料金・医療費などの支払い支援 など

③書類等の預かりサービス

- 日常的に使用しない預貯金通帳、実印、権利証など
- ※大切な書類の紛失や財産侵害を防ぐために、金融機関の貸金庫に「保管」するサービスです。

〈料金表〉

支援の内容		利用料
①福祉サービスの利用支援サービス		1回1時間まで1,700円 以降30分ごとに850円を加算します。
②日常的金銭管理サービス	通帳等を本人が保管する場合	
	通帳等をお預かりする場合	1回1時間まで3,000円 以降30分ごとに850円を加算します。
③書類等の預かりサービス		1か月1,000円

※支援にかかる交通費や駐車場代（実費）については、別途ご利用者の負担となります。

〈利用の流れ〉

※契約までに少なくとも1～2か月かかります。

